

平成 29 年度豊橋市競輪事業特別会計弾力条項適用について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 4 項の規定により、平成

29 年度豊橋市競輪事業特別会計において弾力条項の適用を決定し、その経費を

次のとおり使用する。

第 1 条 岁入歳出予算の弾力条項を適用する総額は、1,230,556 千円と

する。

2 岁入歳出予算の弾力条項の適用の区分及び該当区分ごとの金額は、別表に定

めるところによる。

平成 29 年 11 月 22 日適用

豊橋市長 佐原光一

別 表

歳 入

款	項	既 定 額	増加収入額	計
1 事業収入		千円 11,129,529	千円 1,230,556	千円 12,360,085
	1 事業収入	11,129,529	1,230,556	12,360,085
歳 入 合 計		12,704,000	1,230,556	13,934,556

歳 出

款	項	既 定 額	弾力条項適用額	計
1 競輪事業費		千円 12,522,999	千円 1,230,556	千円 13,753,555
	1 競輪開催費	12,522,999	1,230,556	13,753,555
歳 出 合 計		12,704,000	1,230,556	13,934,556

競 輪 事 業 特 別 会 計

競輪事業特別会計弾力条項適用明細書

1 歳 入

款 項 目	既 定 額	増加収入額	計
1 事 業 収 入	千円 11,129,529	千円 1,230,556	千円 12,360,085
1 事 業 収 入	11,129,529	1,230,556	12,360,085
2 勝者投票券 売 上 金	11,125,000	1,230,556	12,355,556
歳 入 合 計	12,704,000	1,230,556	13,934,556

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 勝者投票券 売上金	1,230,556	

2 歳 出

款 項 目	既 定 額	弾力条項 適 用 額	計	弾力条項適用額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 稽 金	地 方 債	そ の 他	
1 競輪事業費	千円 12,522,999	千円 1,230,556	千円 13,753,555	千円 0	千円 0	千円 0	千円 1,230,556
1 競輪開催費	12,522,999	1,230,556	13,753,555	0	0	0	1,230,556
2 開 催 事 業 費	3,747,096	117,304	3,864,400	0	0	0	117,304
4 払戻金	8,343,750	1,113,252	9,457,002	0	0	0	1,113,252
歳 出 合 計	12,704,000	1,230,556	13,934,556	0	0	0	1,230,556

節		説 明
区分	金額	
	千円	千円
13 委託料	75,653	1. 競輪開催事業費 117,304 (1) 開催費 84,693 (イ) 競輪実施業務委託料 9,134 (ウ) 臨時場外車券売場開設経費 8,275 (オ) 一般諸経費 67,284 (2) 競輪開催交付金 32,611 (ア) JKA交付金
19 負担金、補助及び交付金	41,651	
23 償還金、利子及び割引料	1,113,252	1. 勝者投票券払戻金 1,113,252